

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局

(43) 国際公開日
2014年5月22日(22.05.2014)



(10) 国際公開番号
WO 2014/077123 A1

- (51) 国際特許分類:
G06Q 30/02 (2012.01) A63F 13/79 (2014.01)
A63F 13/35 (2014.01) G06F 9/445 (2006.01)
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2013/079300
- (22) 国際出願日: 2013年10月29日(29.10.2013)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ:
特願 2012-251652 2012年11月15日(15.11.2012) JP
- (71) 出願人: 株式会社セガ (KABUSHIKI KAISHA SEGA DOING BUSINESS AS SEGA CORPORATION) [JP/JP]; 〒1448531 東京都大田区羽田1丁目2番12号 Tokyo (JP).
- (72) 発明者: 伊藤 真人(ITO, Manato); 〒1408583 東京都東京都品川区東品川1丁目39番9号 カナルサイドビル 株式会社セガネットワークス内 Tokyo (JP). 黒澤 裕之(KUROSAWA, Hiroyuki); 〒1408583 東京都東京都品川区東品川1丁目39番9号 カナルサイドビル 株式会社セガネット

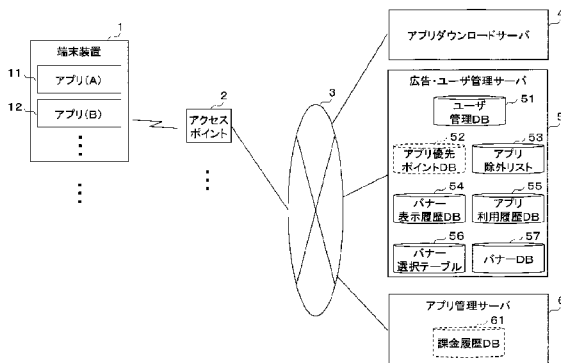
トワークス内 Tokyo (JP). 鈴木 清司(SUZUKI, Kiyoshi); 〒1408583 東京都東京都品川区東品川1丁目39番9号 カナルサイドビル 株式会社セガネットワークス内 Tokyo (JP).

- (81) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW.
- (84) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OAPI

[続葉有]

(54) Title: SERVER DEVICE AND SERVER PROGRAM

(54) 発明の名称: サーバ装置およびサーバプログラム



- 1 Terminal device
- 2 Access point
- 4 Application download server
- 5 Advertisement/user management server
- 6 Application management server
- 11 Application (A)
- 12 Application (B)
- 51 User management DB
- 52 Application priority point DB
- 53 Application exclusions list
- 54 Banner display history DB
- 55 Application utilization history DB
- 56 Banner selection table
- 57 Banner DB
- 61 Billing history DB

(57) Abstract: This invention enhances the continuous rate for using an application executed on a terminal device. The invention is provided with: a banner request accepting means for accepting, from a first application program running on a terminal device, a banner request with a user ID identifying the user of the terminal device; an application program selecting means for referencing the utilization history of an arbitrary application program for the user identified by the user ID on the basis of the user ID, and selecting a second application program for which a prescribed period of time has elapsed since last launch; and an advertisement information transmitting means for transmitting to the terminal device advertisement information that corresponds to the selected second application program, and for displaying the advertisement information on the screen of the first application program.

(57) 要約: 端末装置上で実行されるアプリの利用の継続率を向上させる。端末装置で実行される第1のアプリケーションプログラムから前記端末装置のユーザを特定するユーザIDを伴うバナー要求を受け付けるバナー要求受付手段と、前記ユーザIDに基づいて当該ユーザIDにより特定されるユーザの任意のアプリケーションプログラムについての利用履歴を参照し、最終起動から所定期間を経過した第2のアプリケーションプログラムを選択するアプリケーションプログラム選択手段と、選択した第2のアプリケーションプログラムに対応する、当該第2のアプリケーションプログラムの再度の利用を促す広告情報を前記端末装置

に送信し、前記第1のアプリケーションプログラムの画面上に前記広告情報を表示させる広告情報送信手段とを備える。

WO 2014/077123 A1

(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG). 添付公開書類:

— 國際調查報告 (條約第 21 條(3))

明 細 書

発明の名称：サーバ装置およびサーバプログラム

技術分野

[0001] 本発明は、ネットワークを介して端末装置上のゲーム等のアプリ（アプリケーションプログラム）に広告を表示する技術に関する。

背景技術

[0002] ゲーム等のアプリのダウンロード自体は無料としつつ、アプリ内で使用するアイテム、キャラクタ、イベント、ポイント等の、アプリの主目的であるゲーム等を優位に進める上で必要な要素を販売することで収益を得るビジネスモデルを採用しているものが増えてきている。

[0003] このようなアプリでは、いかに「継続して利用し続けてもらうか」（ゲームであればいかに「継続して遊び続けてもらうか」）ということが、「ダウンロードをしてもらう」ということと同等か、それ以上に重要な位置付けになってきている。

[0004] 一方、特許文献1には、ゲーム画面の特定部分に広告を選択的に挿入可能なシステムが開示されている。

[0005] また、非特許文献1には、あるゲームアプリA内に異なるゲームアプリBの広告を表示し、当該広告に基づいてゲームアプリBをダウンロードすると、ゲームアプリAで使用可能なゲーム内アイテムが与えられる、いわゆる「リワード広告」と呼ばれるシステムが開示されている。

先行技術文献

特許文献

[0006] 特許文献1：特開2000-29712号公報

非特許文献

[0007] 非特許文献1：「Maxcom Asia、リワード広告『Touch』の提供開始…スマホアプリやPCゲームに対応」Social Game Info 2012年05月22日 <http://gamebiz.jp/?p=61093>

発明の概要

発明が解決しようとする課題

- [0008] 上述した特許文献1や非特許文献1に開示された技術によれば、広告対象となるアプリをダウンロードし、利用を開始するきっかけを提供することはできるが、広告対象となるアプリを継続して利用してもらうための、いわゆる「ユーザの継続率の向上」に結びつくことはなかった。
- [0009] すなわち、インストールして利用し始めたアプリであっても、何らかの理由で利用が中断してしまうと、再び利用してみようというきっかけはほとんどなく、利用開始後の継続率が低いという問題があった。
- [0010] 本発明は上記の従来の問題点に鑑み提案されたものであり、その目的とするところは、端末装置上で実行されるアプリの利用の継続率を向上させることにある。

課題を解決するための手段

- [0011] 上記の課題を解決するため、本発明にあつては、端末装置で実行される第1のアプリケーションプログラムから前記端末装置のユーザを特定するユーザIDを伴うバナー要求を受け付けるバナー要求受付手段と、前記ユーザIDに基づいて当該ユーザIDにより特定されるユーザの任意のアプリケーションプログラムについての利用履歴を参照し、最終起動から所定期間を経過した第2のアプリケーションプログラムを選択するアプリケーションプログラム選択手段と、選択した第2のアプリケーションプログラムに対応する、当該第2のアプリケーションプログラムの再度の利用を促す広告情報を前記端末装置に送信し、前記第1のアプリケーションプログラムの画面上に前記広告情報を表示させる広告情報送信手段とを備えるようにしている。

発明の効果

- [0012] 本発明にあつては、端末装置上で実行されるアプリの利用が途絶えてしまったユーザを呼び戻すことができ、アプリの利用の継続率を向上させることができる。

図面の簡単な説明

- [0013] [図1]本発明の一実施形態にかかるシステムの構成例を示す図である。
- [図2]ユーザ管理DBのデータ構造例を示す図である。
- [図3]アプリ優先ポイントDBのデータ構造例を示す図である。
- [図4]アプリ除外リストDBのデータ構造例を示す図である。
- [図5]バナー表示履歴DBのデータ構造例を示す図である。
- [図6]アプリ利用履歴DBのデータ構造例を示す図である。
- [図7]バナー選択テーブルのデータ構造例を示す図である。
- [図8]バナーDBのデータ構造例を示す図である。
- [図9]通常バナーの例を示す図である。
- [図10]リテンションバナーの例を示す図である。
- [図11]課金履歴DBのデータ構造例を示す図である。
- [図12]端末装置のハードウェア構成例を示す図である。
- [図13]各種サーバのハードウェア構成例を示す図である。
- [図14]実施形態の処理例を示すシーケンス図（その1）である。
- [図15]アプリ画面上に表示されたりテンションバナーの例を示す図（その1）である。
- [図16]アプリ画面上に表示されたりテンションバナーの例を示す図（その2）である。
- [図17]実施形態の処理例を示すシーケンス図（その2）である。

発明を実施するための形態

[0014] 以下、本発明の好適な実施形態につき説明する。

[0015] <構成>

図1は本発明の一実施形態にかかるシステムの構成例を示す図である。なお、アプリとしては主にゲームアプリを想定しているが、ゲームアプリ以外のアプリにも適用できることは言うまでもない。

[0016] 図1において、システムは、ユーザ（プレイヤー）が所持するスマートフォン、携帯電話等の端末装置1と、移動無線基地局やWi-Fiステーション

等のアクセスポイント2と、インターネット等のネットワーク3と、各種のサーバ4～6とを備えている。

[0017] 端末装置1は、アプリ(A)11とアプリ(B)12とを備えているものとしているが、その他のアプリを有していてもよい。

[0018] アプリ11、12は、例えば、所定のゲームを実行する機能を有している。アプリ11、12は、アプリ内ブラウザ機能によりブラウザとして動作する機能も有している。

[0019] アプリダウンロードサーバ4は、アプリ11、12等の原本となるプログラムを記憶しており、これを端末装置1にダウンロードおよびインストールさせる機能を有している。

[0020] 広告・ユーザ管理サーバ5は、複数のアプリとそのユーザを横断的に管理し、端末装置1で実行されているアプリに対して他のアプリ（端末装置1にインストールされているか否かを問わない）についての広告（広告バナー）の表示を制御する機能を有している。広告・ユーザ管理サーバ5の提供するサービスに対応したアプリは、端末装置1にインストールされて初期設定された状態で、広告・ユーザ管理サーバ5で管理されるのと共通するユーザIDを内部に保持し、サーバアクセス時に必要に応じてユーザIDを送信する。

[0021] 広告・ユーザ管理サーバ5は、アプリ毎に「優先ポイント」という値を管理しており、あるアプリ(X)に他のアプリ(Y)の広告を表示したことで他のアプリ(Y)にユーザが誘導（インストール、起動等）された場合には、表示元のアプリ(X)の優先ポイントを所定値加算し、優先ポイントが大きいアプリについての広告を優先的に他のアプリで表示することで、アプリのベンダとの間で広告掲載料の授受を行うことなく運営できるリーズナブルな広告システムを構築している。例えば、あるアプリ(X)に他のアプリ(Y)の広告を表示したことで他のアプリ(Y)にユーザが誘導された場合、表示元のアプリ(X)のユーザが他のアプリ(Y)に流れることで直接的にはユーザを失うことになるが、優先ポイントが加算されることで多数のアプリ

りでアプリ（X）の広告が表示され、失ったユーザの数を上回る新たなユーザを獲得できることが期待でき、自アプリ内で他アプリの広告を積極的に表示するインセンティブとなる。

[0022] 広告・ユーザ管理サーバ5は、処理に用いるデータベース（DB）等として、ユーザ管理DB51とアプリ優先ポイントDB52とアプリ除外リストDB53とバナー表示履歴DB54とアプリ利用履歴DB55とバナー選択テーブル56とバナーDB57とを備えている。

[0023] 図2はユーザ管理DB51のデータ構造例を示す図であり、「ユーザID」「端末ID」等の項目（フィールド）を有している。「ユーザID」は、ユーザを特定する情報である。「端末ID」は、ユーザが使用する端末装置1を特定する情報である。

[0024] 図3はアプリ優先ポイントDB52のデータ構造例を示す図であり、「アプリID」「優先ポイント」等の項目を有している。「アプリID」は、アプリを特定する情報である。「優先ポイント」は、当該アプリの広告を表示する優先順位を決定する基準となる値である。

[0025] 図4はアプリ除外リストDB53のデータ構造例を示す図であり、アプリを識別する情報である「アプリID」が列挙されたものとなっている。

[0026] 図5はバナー表示履歴DB54のデータ構造例を示す図であり、「バナーID」「アプリID」「表示履歴」等の項目を有している。「バナーID」は、広告バナーを特定する情報である。広告バナーには、アプリのインストールおよび起動を勧める一般的な通常バナーと、アプリをインストールおよび起動した後に所定期間に渡って利用（起動）していないユーザに対して当該アプリの再度の利用（起動）を促すリテンションバナーとが含まれているが、その他のタイプの広告バナーを設けてもよい。リテンションバナーには、ユーザが再び当該アプリを利用するインセンティブとなるように、当該アプリにおいてゲーム等を有利に進めることができるアイテムやポイント等がリワードとして付与されるようになっている。当該アプリを起動したことのあるユーザは、リワードの価値を十分に認識していると考えられるため、リ

ワードによるインセンティブの効果は高いと期待される。「アプリID」は、当該広告バナーに対応するアプリを特定する情報である。「表示履歴」は、当該広告バナーを表示した履歴であり、表示した日時情報と、表示対象となったユーザのユーザIDとを含んでいる。

[0027] 図6はアプリ利用履歴DB55のデータ構造例を示す図であり、「アプリID」「利用履歴」等の項目を有している。「アプリID」は、アプリを特定する情報である。「利用履歴」は、当該アプリが利用された履歴であり、インストールもしくは起動の別と、利用したユーザを特定するユーザIDと、利用した日時情報とを含んでいる。「利用履歴」は当該アプリが起動される度に、当該アプリを起動した日時の情報が追加される。実装上は、ユーザ（ユーザID）に対応付けて当該ユーザのアプリ（アプリID）に対する利用履歴を管理し、そこからアプリ毎の利用履歴を取得するようにしてもよい。

[0028] 図7はバナー選択テーブル56のデータ構造例を示す図であり、表示対象とするユーザ状態に応じたバナー種別が設定されている。図示の例では、当該アプリが未インストール（未起動）の場合は「通常バナー」、最終起動後7日以上～14日未満経過の場合は「リテンションバナー#1」、最終起動後14日以上～21日未満経過の場合は「リテンションバナー#2」、最終起動後21日以上～28日未満経過の場合は「リテンションバナー#3」、最終起動後28日以上～経過の場合は「リテンションバナー#4」が設定されている。「リテンションバナー#1」「リテンションバナー#2」「リテンションバナー#3」「リテンションバナー#4」の順にリワードが高くなるように設定される。最終起動からの期間が長いほど高いインセンティブを与えないと再び利用させるのは難しくなるという考えからである。なお、図示の例の日数は運用に応じて任意に変更することができる。リワードの内容も運用に応じて任意に変更することができる。

[0029] 図8はバナーDB57のデータ構造例を示す図であり、「バナーID」「アプリID」「バナー種別」「リワード」「バナーデータ」等の項目を有し

ている。「バナーID」は、広告バナーを特定する情報である。「アプリID」は、当該広告バナーに対応するアプリを特定する情報である。「バナー種別」は、当該広告バナーの種別を示す情報である。「リワード」は、当該広告バナーにリワードが対応付けられている場合において、リワードの内容を示す情報である。「バナーデータ」は、当該広告バナーのデータ本体もしくは保存場所のリファレンス情報である。バナーデータには、広告バナーが選択（タップ、クリック）された場合にアプリダウンロードサーバ4にアクセスを行うための記述や、端末装置1内にインストール済のアプリを起動するための記述（後述するURLスキーム等）が含まれている。

[0030] 図9は通常バナーの例を示す図であり、図9(a)は大型の通常バナーの例、図9(b)は小型の通常バナーの例である。

[0031] 図10はリテンションバナーの例を示す図であり、図10(a)は大型のリテンションバナーの例、図10(b)は小型のリテンションバナーの例である。リテンションバナーには、「今このバナーをクリックしてからゲームプレイで1000CPゲット!」といったリワードの内容を告知する表示が含まれている。

[0032] 図1に戻り、アプリ優先ポイントDB52、アプリ除外リストDB53、バナー表示履歴DB54、アプリ利用履歴DB55、バナー選択テーブル56、バナーDB57は、便宜上、別のデータベース等として図示してあるが、実装は単一もしくは任意数のデータベース等として構成することができる。

[0033] アプリ管理サーバ6は、アプリ11、12等についてログインや状態の管理等を行う機能を有している。特に、リテンションバナーの選択に応じて起動したアプリからアクセスされた場合には、リワードの付与等の制御を行う機能も有している。

[0034] なお、アプリ毎にアプリ管理サーバ6を別々に設けてもよい。また、広告・ユーザ管理サーバ5とアプリ管理サーバ6の運営主体が同じ場合、広告・ユーザ管理サーバ5とアプリ管理サーバ6は同じサーバ装置に配置してもよ

い。

[0035] また、アプリ管理サーバ6は、ユーザ毎の課金情報を管理する課金履歴DB61を備えている。

[0036] 図11は課金履歴DB61のデータ構造例を示す図であり、「ユーザID」「課金情報」等の項目を有している。「ユーザID」は、ユーザを特定する情報である。「課金情報」は、当該ユーザの過去の課金の履歴であり、利用したアプリを特定するアプリIDと、課金金額と、課金の日時情報とを含んでいる。

[0037] 図12は端末装置1のハードウェア構成例を示す図である。

[0038] 図12において、端末装置1は、電源システム101と、プロセッサ103、メモリコントローラ104、周辺インタフェース105を含むメインシステム102と、記憶部106と、外部ポート107と、高周波回路108と、アンテナ109と、オーディオ回路110と、スピーカ111と、マイク112と、近接センサ113と、ディスプレイコントローラ115、光学センサコントローラ116、入力コントローラ117を含むI/Oサブシステム114と、タッチ反応型ディスプレイシステム118と、光学センサ119と、入力部120とを備えている。

[0039] 図13は各種サーバ4~6のハードウェア構成例を示す図である。

[0040] 図13において、サーバ4~6は、システムバス401に接続されたCPU (Central Processing Unit) 402、ROM (Read Only Memory) 403、RAM (Random Access Memory) 404、NVRAM (Non-Volatile Random Access Memory) 405、I/F (Interface) 406と、I/F406に接続された、キーボード、マウス、モニタ、CD/DVD (Compact Disk/Digital Versatile Disk) ドライブ等のI/O (Input/Output Device) 407、HDD (Hard Disk Drive) 408、NIC (Network Interface Card) 409等を備えている。

[0041] <動作>

図14は上記の実施形態の処理例を示すシーケンス図である。

- [0042] 図14において、端末装置1でアプリ11を起動したタイミングやホーム画面に切り替えたタイミング等において、アプリ11は、アプリ11内に予め設定されている広告・ユーザ管理サーバ5のアドレスに対して、ユーザIDを伴うバナー要求を送信する（ステップS101）。
- [0043] 広告・ユーザ管理サーバ5は、アプリ11からバナー要求を受信すると、アプリ優先ポイントDB52を参照し、優先ポイントの高い順にアプリIDを列挙したアプリリストを取得する（ステップS102）。
- [0044] 次いで、広告・ユーザ管理サーバ5は、アプリ除外リストDB53を参照し、アプリリストに列挙されたアプリIDのうち、アプリ除外リストDB53に登録されているアプリIDを除去する（ステップS103）。
- [0045] 次いで、広告・ユーザ管理サーバ5は、バナー要求に伴われたユーザIDに基づいてバナー表示履歴DB54を参照し、アプリリストに列挙されたアプリIDのうち、ユーザIDにより特定されるユーザに対して所定期間以内に所定回数の表示が行われている広告バナーに対応するアプリIDを除去する（ステップS104）。
- [0046] 次いで、広告・ユーザ管理サーバ5は、アプリリストの最上位から取得したアプリIDと、バナー要求に伴われたユーザIDとに基づいてアプリ利用履歴DB55とバナー選択テーブル56とを参照し、所定数（例えば、5個）の広告バナーを選択する（ステップS105）。すなわち、アプリリストの最上位のアプリIDの当該ユーザIDのユーザによる利用履歴を参照し、図7のバナー選択テーブル56に従う場合、当該アプリが未インストール（未起動）の場合（インストールもしくは起動の履歴がない場合）は「通常バナー」、最終起動後7日以上～14日未満経過の場合は「リテンションバナー#1」、最終起動後14日以上～21日未満経過の場合は「リテンションバナー#2」、最終起動後21日以上～28日未満経過の場合は「リテンションバナー#3」、最終起動後28日以上～経過の場合は「リテンションバナー#4」をバナー種別として選択する。いずれにも該当しない場合（最終起動後、6日以内）は、そのアプリIDについて広告バナー（バナー種別）

は選択しない。同様に、次の順位のアプリIDについて処理を行ない、所定数の広告バナーを選択するまで続ける。

[0047] 次いで、広告・ユーザ管理サーバ5は、選択した所定数の広告バナー（アプリID、バナー種別）に基づいてバナーDB57からバナーデータを取得し（ステップS106）、要求元の端末装置1のアプリ11にバナーデータを送信する（ステップS107）。

[0048] その後、広告・ユーザ管理サーバ5は、バナーデータを送信した広告バナーについてバナー表示履歴DB54の表示履歴を更新する（ステップS108）。なお、この表示履歴の更新はバナー選択（ステップS105）の直後に行ってもよい。

[0049] 一方、バナーデータを受信した端末装置1のアプリ11は、アプリ11の画面上に広告バナーを表示する（ステップS109）。図15は、画面の中央に大型の広告バナーを表示した例である。図16は、画面の左上隅に小型の広告バナーを表示した例である。

[0050] 図14に戻り、端末装置1のユーザがアプリ11の画面上に表示された広告バナーを選択したとし（ステップS110）、その広告バナーが、端末装置1に既にインストールされているアプリ12に対するリテンションバナーであったとする。

[0051] この場合、アプリ11は、リテンションバナーに含まれたスクリプト等の記述に基づいて、バナーID、アプリIDおよび端末ID等を伴うバナー選択通知を既知の広告・ユーザ管理サーバ5のアドレスに対して送信する（ステップS111）。広告・ユーザ管理サーバ5は、これを受信すると、内部の記憶領域に保存する（ステップS112）。

[0052] 次いで、アプリ11は、リテンションバナーに含まれたURLスキーム等の記述に基づいてアプリ12を起動する（ステップS113）。なお、URLスキームは、端末装置1のブラウザ機能が提供するものであり、アプリ固有のURLと必要に応じて付加されたパラメータの文字列からなるURLスキームをWebアクセスの際のURLと同様に指定することで、該当するア

プリを起動する仕組である。

- [0053] なお、リテンションバナーの対象となるアプリが端末装置1から削除されている場合には、起動が行えないことから、同じくURLスキーム等により、アプリダウンロードサーバ4にアクセスが行われ、ユーザの確認を経てアプリのダウンロードおよびインストールが行われた後、ユーザがアプリ11を手動により起動する。
- [0054] 起動したアプリ12は、アプリ12内に予め設定されているアドレスに基づいて、広告・ユーザ管理サーバ5にログインのためのアクセスを行う（ステップS114）。このアクセスにはアプリIDおよび端末ID等を伴う。広告・ユーザ管理サーバ5は、これを受け、ユーザ管理DB51に登録された端末IDであるか確認することで認証を行い（ステップS115）、認証が正常に行われた場合はその旨を応答する（ステップS116）。
- [0055] 次いで、アプリ12は、アプリ12内に予め設定されているアドレスに基づいてアプリ管理サーバ6にログインのためのアクセスを行う（ステップS117）。この際、アプリID、端末IDおよびログイン情報（ユーザID、パスワード等）を伴う。
- [0056] アクセスを受けたアプリ管理サーバ6は、ログイン情報に基づいてユーザを認証し（ステップS118）、正常に認証すると、広告・ユーザ管理サーバ5に対し、アプリIDおよび端末IDを伴ってリワード照会を行う（ステップS119）。
- [0057] これを受け、広告・ユーザ管理サーバ5は、アプリIDと端末IDの組が、予めバナー選択通知（ステップS111）を受けて保存してあるものと整合するか確認した上で、バナーDB57から対応するリワード内容を取得し（ステップS120）、リワード内容をアプリ管理サーバ6に応答する（ステップS121）。
- [0058] これを受け、アプリ管理サーバ6は、リワードを端末装置1のアプリ12に付与する（ステップS122）。リワードの付与は、端末装置1側でリワードを反映するのに使われるリワードデータの生成・取得と、ユーザの履歴

としてリワードの付与を記録に残す場合には記録の更新等を含む。

[0059] アプリ管理サーバ6は、リワードデータを端末装置1のアプリ12に送信し（ステップS123）、アプリ12は受信したリワードデータに基づいてリワードの反映を行う（ステップS124）。例えば、ゲーム管理情報の更新により、アイテムの追加を行ったり、能力値の増加等を行ったりする。

[0060] リワードが反映されると、アプリ12は、リワードが反映した旨の表示を行う（ステップS125）。リワードが反映されたことの報知は音声等で行なってもよい。

[0061] また、アプリ管理サーバ6は、広告・ユーザ管理サーバ5に対し、アプリ12についての起動通知を行ない（ステップS126）、これを受け、広告・ユーザ管理サーバ5はアプリ優先ポイントDB52とアプリ利用履歴DB55を更新する（ステップS127）。すなわち、アプリ11におけるリテンションバナーの表示によりアプリ12の起動を誘導できたため、アプリ優先ポイントDB52におけるアプリ11に対して所定の優先ポイントを加算する。また、広告・ユーザ管理サーバ5が、アプリ管理サーバ6から通知を受けた際の時刻をアプリ利用履歴DB55に追加することで、アプリ12に対する最新の起動履歴を更新する。

[0062] なお、アプリ11において通常バナーが表示される場合は、その通常バナーの選択によりアプリダウンロードサーバ4にアクセスが行われ、ユーザの確認を経てアプリのダウンロードおよびインストールが行われる。

[0063] また、上記の処理の変形として、アプリ優先ポイントDB52の参照（ステップS102）の際、アプリ管理サーバ6の課金履歴DB61を参照し、端末装置1のユーザ（バナー要求に伴われたユーザIDにより特定）の課金額を考慮して、アプリリストにおけるアプリ（アプリID）の順位を変更してもよい。例えば、課金額を係数倍した値を優先ポイントに加算した後の値で順位を決定し直す。これにより、リテンションバナーを表示する対象のアプリとして、当該ユーザが過去に熱心に投資していたアプリを優先させることができ、呼び戻した後の売上向上を期待することができる。

- [0064] 図17は上記の実施形態の他の処理例を示すシーケンス図である。図14に示した処理と異なるのは、アプリ優先ポイントDB52を用いていない点にある。
- [0065] 図17において、端末装置1でアプリ11を起動したタイミングやホーム画面に切り替えたタイミング等において、アプリ11は、アプリ11内に予め設定されている広告・ユーザ管理サーバ5のアドレスに対して、ユーザIDを伴うバナー要求を送信する（ステップS201）。
- [0066] 広告・ユーザ管理サーバ5は、アプリ11からバナー要求を受信すると、バナー要求に伴われたユーザIDに基づいてアプリ利用履歴DB55を参照し、当該ユーザIDの利用履歴において最終起動後の経過期間が長い順にアプリIDを列挙したアプリリストを取得する（ステップS202）。当該ユーザIDの利用履歴から十分な数のアプリが拾えない場合には、予めデフォルトとして用意したアプリ群からアプリリストを取得する。
- [0067] 次いで、広告・ユーザ管理サーバ5は、アプリ除外リストDB53を参照し、アプリリストに列挙されたアプリIDのうち、アプリ除外リストDB53に登録されているアプリIDを除去する（ステップS203）。
- [0068] 次いで、広告・ユーザ管理サーバ5は、バナー要求に伴われたユーザIDに基づいてバナー表示履歴DB54を参照し、アプリリストに列挙されたアプリIDのうち、ユーザIDにより特定されるユーザに対して所定期間以内に所定回数の表示が行われている広告バナーに対応するアプリIDを除去する（ステップS204）。
- [0069] 次いで、広告・ユーザ管理サーバ5は、アプリリストの最上位から取得したアプリIDと、バナー要求に伴われたユーザIDとに基づいてアプリ利用履歴DB55とバナー選択テーブル56とを参照し、所定数（例えば、5個）の広告バナーを選択する（ステップS205）。すなわち、アプリリストの最上位のアプリIDの当該ユーザIDのユーザによる利用履歴を参照し、図7のバナー選択テーブル56に従う場合、当該アプリが未インストール（未起動）の場合（インストールもしくは起動の履歴がない場合）は「通常バ

ナー」、最終起動後7日以上～14日未満経過の場合は「リテンションバナー#1」、最終起動後14日以上～21日未満経過の場合は「リテンションバナー#2」、最終起動後21日以上～28日未満経過の場合は「リテンションバナー#3」、最終起動後28日以上～経過の場合は「リテンションバナー#4」をバナー種別として選択する。いずれにも該当しない場合（最終起動後、6日以内）は、そのアプリIDについて広告バナー（バナー種別）は選択しない。同様に、次の順位のアプリIDについて処理を行ない、所定数の広告バナーを選択するまで続ける。

[0070] 次いで、広告・ユーザ管理サーバ5は、選択した所定数の広告バナー（アプリID、バナー種別）に基づいてバナーDB57からバナーデータを取得し（ステップS206）、要求元の端末装置1のアプリ11にバナーデータを送信する（ステップS207）。

[0071] その後、広告・ユーザ管理サーバ5は、バナーデータを送信した広告バナーについてバナー表示履歴DB54の表示履歴を更新する（ステップS208）。なお、この表示履歴の更新はバナー選択（ステップS205）の直後に行ってもよい。

[0072] 一方、バナーデータを受信した端末装置1のアプリ11は、アプリ11の画面上に広告バナーを表示する（ステップS209）。

[0073] 次いで、端末装置1のユーザがアプリ11の画面上に表示された広告バナーを選択したとし（ステップS210）、その広告バナーが、端末装置1に既にインストールされているアプリ12に対するリテンションバナーであったとする。

[0074] この場合、アプリ11は、リテンションバナーに含まれたスクリプト等の記述に基づいて、バナーID、アプリIDおよび端末ID等を伴うバナー選択通知を既知の広告・ユーザ管理サーバ5のアドレスに対して送信する（ステップS211）。広告・ユーザ管理サーバ5は、これを受信すると、内部の記憶領域に保存する（ステップS212）。

[0075] 次いで、アプリ11は、リテンションバナーに含まれたURLスキーム等

の記述に基づいてアプリ 1 2 を起動する（ステップ S 2 1 3）。

[0076] なお、リテンションバナーの対象となるアプリが端末装置 1 から削除されている場合には、起動が行えないことから、同じく URL スキーム等により、アプリダウンロードサーバ 4 にアクセスが行われ、ユーザの確認を経てアプリのダウンロードおよびインストールが行われた後、ユーザがアプリ 1 1 を手動により起動する。

[0077] 起動したアプリ 1 2 は、アプリ 1 2 内に予め設定されているアドレスに基づいて、広告・ユーザ管理サーバ 5 にログインのためのアクセスを行う（ステップ S 2 1 4）。このアクセスにはアプリ ID および端末 ID 等を伴う。広告・ユーザ管理サーバ 5 は、これを受け、ユーザ管理 DB 5 1 に登録された端末 ID であるか確認することで認証を行い（ステップ S 2 1 5）、認証が正常に行われた場合はその旨を応答する（ステップ S 2 1 6）。

[0078] 次に、アプリ 1 2 は、アプリ 1 2 内に予め設定されているアドレスに基づいてアプリ管理サーバ 6 にログインのためのアクセスを行う（ステップ S 2 1 7）。この際、アプリ ID、端末 ID およびログイン情報（ユーザ ID、パスワード等）を伴う。

[0079] アクセスを受けたアプリ管理サーバ 6 は、ログイン情報に基づいてユーザを認証し（ステップ S 2 1 8）、正常に認証すると、広告・ユーザ管理サーバ 5 に対し、アプリ ID および端末 ID を伴ってリワード照会を行う（ステップ S 2 1 9）。

[0080] これを受け、広告・ユーザ管理サーバ 5 は、アプリ ID と端末 ID の組が、予めバナー選択通知（ステップ S 2 1 1）を受けて保存してあるものと整合するか確認した上で、バナー DB 5 7 から対応するリワード内容を取得し（ステップ S 2 2 0）、リワード内容をアプリ管理サーバ 6 に応答する（ステップ S 2 2 1）。

[0081] これを受け、アプリ管理サーバ 6 は、リワードを端末装置 1 のアプリ 1 2 に付与する（ステップ S 2 2 2）。リワードの付与は、端末装置 1 側でリワードを反映するのに使われるリワードデータの生成・取得と、ユーザの履歴

としてリワードの付与を記録に残す場合には記録の更新等を含む。

[0082] アプリ管理サーバ6は、リワードデータを端末装置1のアプリ12に送信し（ステップS223）、アプリ12は受信したリワードデータに基づいてリワードの反映を行う（ステップS224）。例えば、ゲーム管理情報の更新により、アイテムの追加を行ったり、能力値の増加等を行ったりする。

[0083] リワードが反映されると、アプリ12は、リワードが反映した旨の表示を行う（ステップS225）。リワードが反映されたことの報知は音声等で行なってもよい。

[0084] また、アプリ管理サーバ6は、広告・ユーザ管理サーバ5に対し、アプリ12についての起動通知を行ない（ステップS226）、これを受け、広告・ユーザ管理サーバ5はアプリ優先ポイントDB52とアプリ利用履歴DB55を更新する（ステップS227）。すなわち、アプリ11におけるリテンションバナーの表示によりアプリ12の起動を誘導できたため、アプリ優先ポイントDB52におけるアプリ11に対して所定の優先ポイントを加算する。また、広告・ユーザ管理サーバ5が、アプリ管理サーバ6から通知を受けた際の時刻をアプリ利用履歴DB55に追加することで、アプリ12に対する最新の起動履歴を更新する。

[0085] なお、アプリ11において通常バナーが表示される場合は、その通常バナーの選択によりアプリダウンロードサーバ4にアクセスが行われ、ユーザの確認を経てアプリのダウンロードおよびインストールが行われる。

[0086] また、上記の処理の変形として、アプリ利用履歴DB55の参照（ステップS202）に代えて、アプリ管理サーバ6の課金履歴DB61を参照し、端末装置1のユーザ（バナー要求に伴われたユーザIDにより特定）の課金額の大きい順にアプリリストを取得してもよい。これにより、リテンションバナーを表示する対象のアプリとして、当該ユーザが過去に熱心に投資していたアプリを優先させることができ、呼び戻した後の売上向上を期待することができる。

[0087] また、アプリ利用履歴DB55の参照（ステップS202）の際、アプリ

管理サーバ6の課金履歴DB61を参照し、端末装置1のユーザ（バナー要求に伴われたユーザIDにより特定）の課金額を考慮して、アプリリストにおけるアプリ（アプリID）の順位を変更してもよい。例えば、課金額を係数倍した値を経過期間に加算した後の値で順位を決定し直す。この場合も、リテンションバナーを表示する対象のアプリとして、当該ユーザが過去に熱心に投資していたアプリを優先させることができ、呼び戻した後の売上向上を期待することができる。

[0088] 更に、図14および図17の処理例では、端末装置1に表示されたリテンションバナーを選択（タップ、クリック）した場合にのみ、対応するアプリ12にリワードが付与されるものとしたが、リテンションバナーを選択させることなく、後に対応するアプリ12を起動した場合にリワードが付与されるようにしてもよい（リテンションバナーの説明文は、例えば、「このバナーを見たあなたには、ゲームプレイで1000CPゲット！」に変更）。この場合、広告・ユーザ管理サーバ5の側でリテンションバナーを表示した端末装置1をバナーIDと対応付けて記憶しておくことで、アプリ管理サーバ6からリワード照会があった場合にリワード内容を応答することができる。

[0089] また、図14および図17において、バナー選択通知（ステップS111、S211）を受けた日時を合わせて保存し（ステップS112、S212）、リワード照会に対する確認（ステップS120、S220）において上記の日時を参照し、バナー選択から予め設定された期間（例えば24時間）以内である場合のみリワードを与えるようにしてもよい。

[0090] なお、上述した図14、図17の処理例および変形例は、主に広告・ユーザ管理サーバ5により処理を行う場合について説明したが、端末装置1のアプリ11が広告・ユーザ管理サーバ5やアプリ管理サーバ6から必要な情報（例えば、アプリ利用履歴の情報や、課金履歴の情報等）を取得し、アプリ11において主要な処理を行うようにすることもできる。

[0091] <総括>

以上説明したように、本実施形態によれば、端末装置上で実行されるアプ

りの利用が途絶えてしまったユーザを呼び戻すことができ、アプリの利用の継続率を向上させることができる。

[0092] 以上、本発明の好適な実施の形態により本発明を説明した。ここでは特定の具体例を示して本発明を説明したが、特許請求の範囲に定義された本発明の広範な趣旨および範囲から逸脱することなく、これら具体例に様々な修正および変更を加えることができることは明らかである。すなわち、具体例の詳細および添付の図面により本発明が限定されるものと解釈してはならない。

符号の説明

[0093]	1	端末装置
	1 1、1 2	アプリ
	2	アクセスポイント
	3	ネットワーク
	4	アプリダウンロードサーバ
	5	広告・ユーザ管理サーバ
	5 1	ユーザ管理DB
	5 2	アプリ優先ポイントDB
	5 3	アプリ除外リストDB
	5 4	バナー表示履歴DB
	5 5	アプリ利用履歴DB
	5 6	バナー選択テーブル
	5 7	バナーDB
	6	アプリ管理サーバ
	6 1	課金履歴DB

請求の範囲

- [請求項1] 端末装置で実行される第1のアプリケーションプログラムから前記端末装置のユーザを特定するユーザIDを伴うバナー要求を受け付けるバナー要求受付手段と、
- 前記ユーザIDに基づいて当該ユーザIDにより特定されるユーザの任意のアプリケーションプログラムについての利用履歴を参照し、最終起動から所定期間を経過した第2のアプリケーションプログラムを選択するアプリケーションプログラム選択手段と、
- 選択した第2のアプリケーションプログラムに対応する、当該第2のアプリケーションプログラムの再度の利用を促す広告情報を前記端末装置に送信し、前記第1のアプリケーションプログラムの画面上に前記広告情報を表示させる広告情報送信手段と
- を備えたことを特徴とするサーバ装置。
- [請求項2] 請求項1に記載のサーバ装置において、
- 前記広告情報の選択により、当該広告情報に含まれる記述により起動された前記第2のアプリケーションプログラムからログインを受け付けた場合に、前記広告情報に対応付けられたリワードの付与を指示する手段
- を備えたことを特徴とするサーバ装置。
- [請求項3] 請求項1に記載のサーバ装置において、
- 前記広告情報の表示の後に、前記第2のアプリケーションプログラムからログインを受け付けた場合に、前記広告情報に対応付けられたリワードの付与を指示する手段
- を備えたことを特徴とするサーバ装置。
- [請求項4] 請求項2または3のいずれか一項に記載のサーバ装置において、
- 前記リワードは、前記第2のアプリケーションプログラムの最終起動からの所定期間が長いほど高い価値が設定される
- ことを特徴とするサーバ装置。

- [請求項5] 請求項1乃至4のいずれか一項に記載のサーバ装置において、アプリケーションプログラム毎の優先ポイントの高い順にアプリケーションプログラムのリストを取得するリスト取得手段を備え、前記アプリケーションプログラム選択手段は、前記リストの上位のアプリケーションプログラムから前記第2のアプリケーションプログラムを選択することを特徴とするサーバ装置。
- [請求項6] 請求項1乃至4のいずれか一項に記載のサーバ装置において、前記ユーザIDにより特定されるユーザによるアプリケーションプログラムの最終起動からの所定期間が長い順にアプリケーションプログラムのリストを取得するリスト取得手段を備え、前記アプリケーションプログラム選択手段は、前記リストの上位のアプリケーションプログラムから前記第2のアプリケーションプログラムを選択することを特徴とするサーバ装置。
- [請求項7] 請求項1乃至4のいずれか一項に記載のサーバ装置において、前記ユーザIDにより特定されるユーザによるアプリケーションプログラムの過去の課金額が大きい順にアプリケーションプログラムのリストを取得するリスト取得手段を備え、前記アプリケーションプログラム選択手段は、前記リストの上位のアプリケーションプログラムから前記第2のアプリケーションプログラムを選択することを特徴とするサーバ装置。
- [請求項8] 請求項5または6のいずれか一項に記載のサーバ装置において、前記ユーザIDにより特定されるユーザによるアプリケーションプ

プログラムの過去の課金額の大きさを前記リストの順位に反映させるリスト変更手段

を備えたことを特徴とするサーバ装置。

[請求項9]

請求項1乃至8のいずれか一項に記載のサーバ装置において、

前記第2のアプリケーションプログラムの選択元となるアプリケーションプログラムから、広告情報の対象としないアプリケーションプログラムを除外する手段

を備えたことを特徴とするサーバ装置。

[請求項10]

請求項1乃至9のいずれか一項に記載のサーバ装置において、

前記第2のアプリケーションプログラムの選択元となるアプリケーションプログラムから、前記ユーザIDにより特定されるユーザに対して直近の所定期間内に所定数の表示を行った広告情報の対象としたアプリケーションプログラムを除外する手段

を備えたことを特徴とするサーバ装置。

[請求項11]

サーバ装置を構成するコンピュータを、

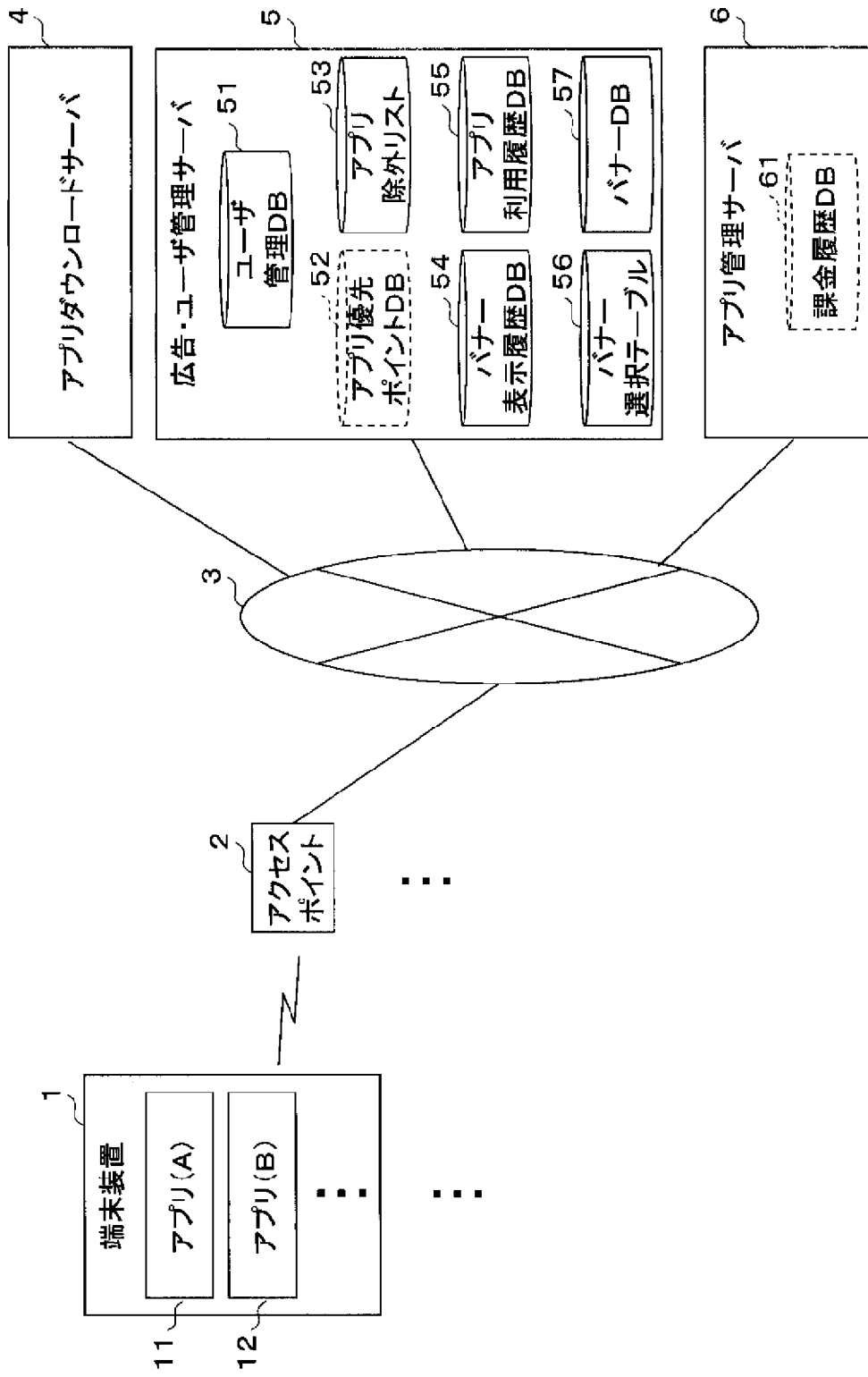
端末装置で実行される第1のアプリケーションプログラムから前記端末装置のユーザを特定するユーザIDを伴うバナー要求を受け付けるバナー要求受付手段、

前記ユーザIDに基づいて当該ユーザIDにより特定されるユーザの任意のアプリケーションプログラムについての利用履歴を参照し、最終起動から所定期間を経過した第2のアプリケーションプログラムを選択するアプリケーションプログラム選択手段と、

選択した第2のアプリケーションプログラムに対応する、当該第2のアプリケーションプログラムの再度の利用を促す広告情報を前記端末装置に送信し、前記第1のアプリケーションプログラムの画面上に前記広告情報を表示させる広告情報送信手段

として機能させるサーバプログラム。

[図1]



[図2]

▲ 51

ユーザ管理DB

ユーザID	端末ID	..
-------	------	----

[図3]

▲ 52

アプリ優先ポイントDB

アプリID	優先ポイント	..
-------	--------	----

[図4]

アプリ除外リスト

▲ 53

アプリID
・ ・

[図5]

バナー表示履歴DB

▲ 54

バナーID	アプリID	表示履歴	..
-------	-------	------	----

[図6]

アプリ利用履歴DB ▲ 55

アプリID	利用履歴	..
-------	------	----

[図7]

バナー選択テーブル ▲ 56

バナー種別	(表示対象とするユーザ状態)
通常バナー	当該アプリ未インストール(未起動)
リテンションバナー#1	最終起動後7日以上～14日未満経過
リテンションバナー#2	最終起動後14日以上～21日未満経過
リテンションバナー#3	最終起動後21日以上～28日未満経過
リテンションバナー#4	最終起動後28日以上～経過

[図8]

バナーDB

▲ 57

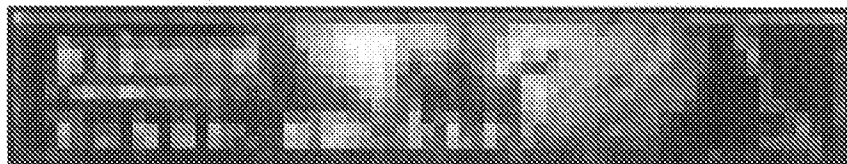
バナーID	アプリID	バナー種別	リワード	バナーデータ (リファレンスでも可)	・ ・
-------	-------	-------	------	-----------------------	--------

[図9]

(a)



(b)

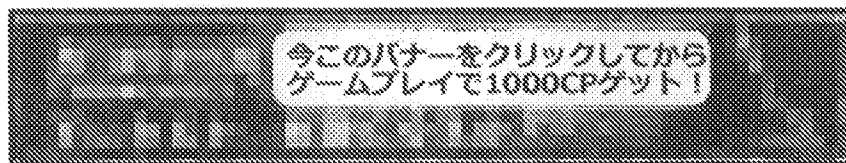


[図10]

(a)



(b)

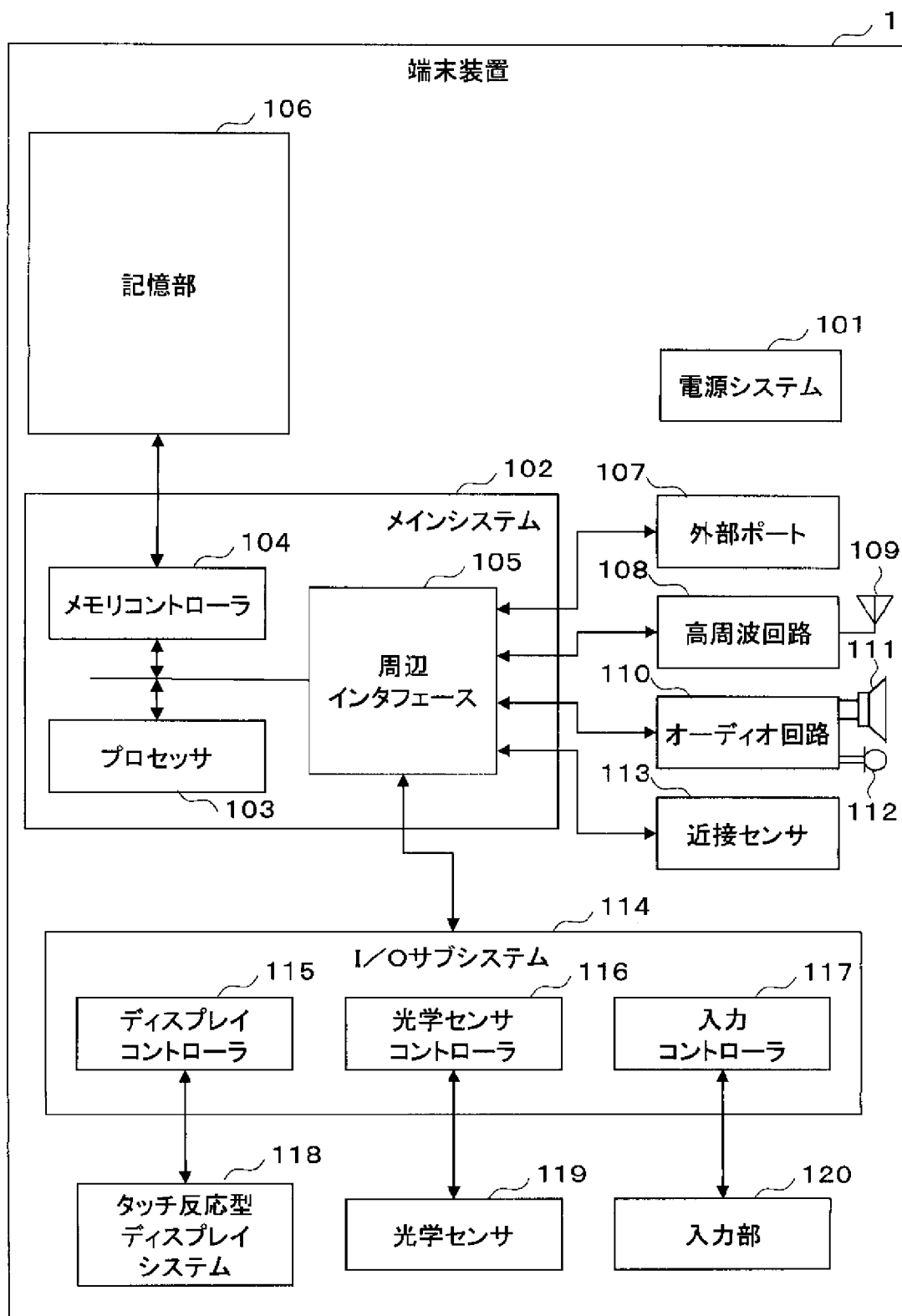


[図11]

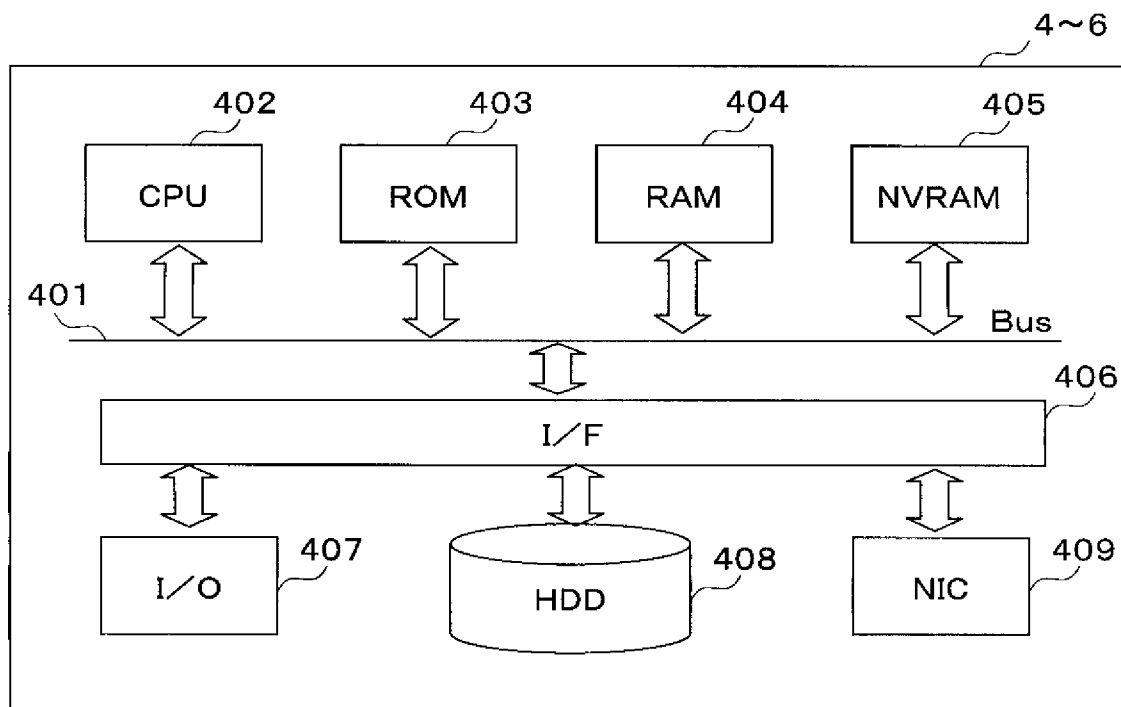
課金履歴DB ▲ 61

ユーザID	課金履歴	..
-------	------	----

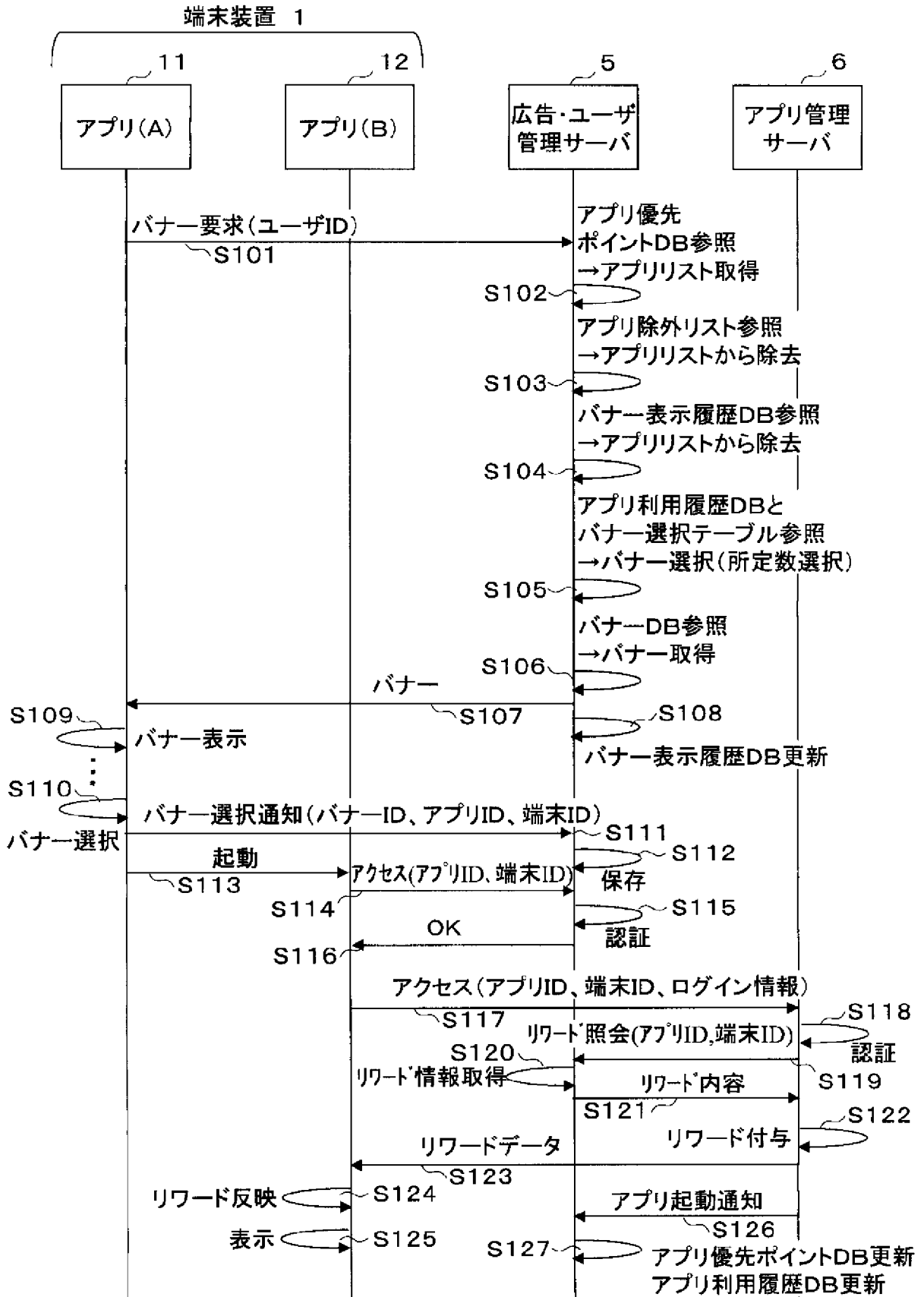
[図12]



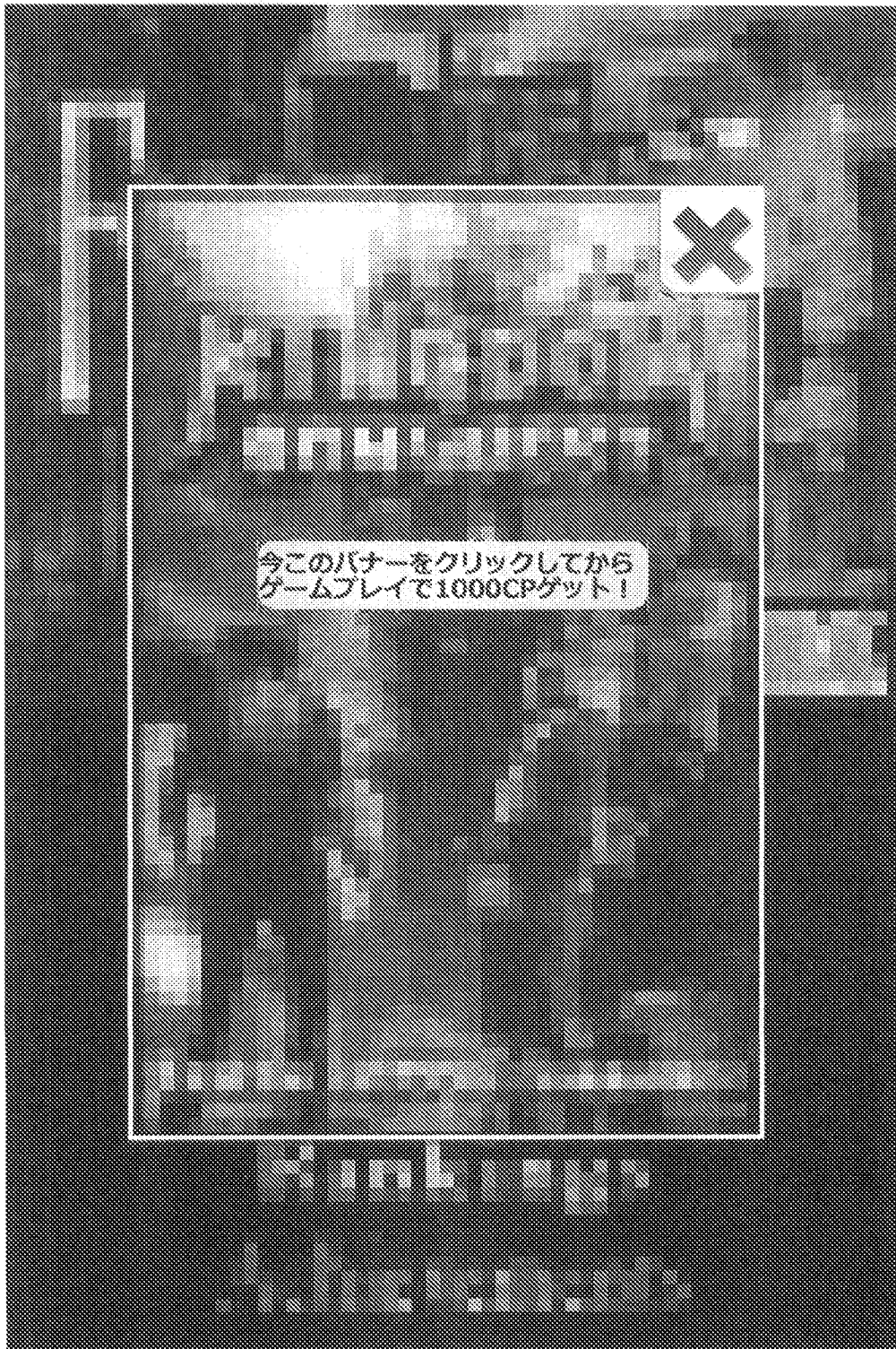
[図13]



[図14]



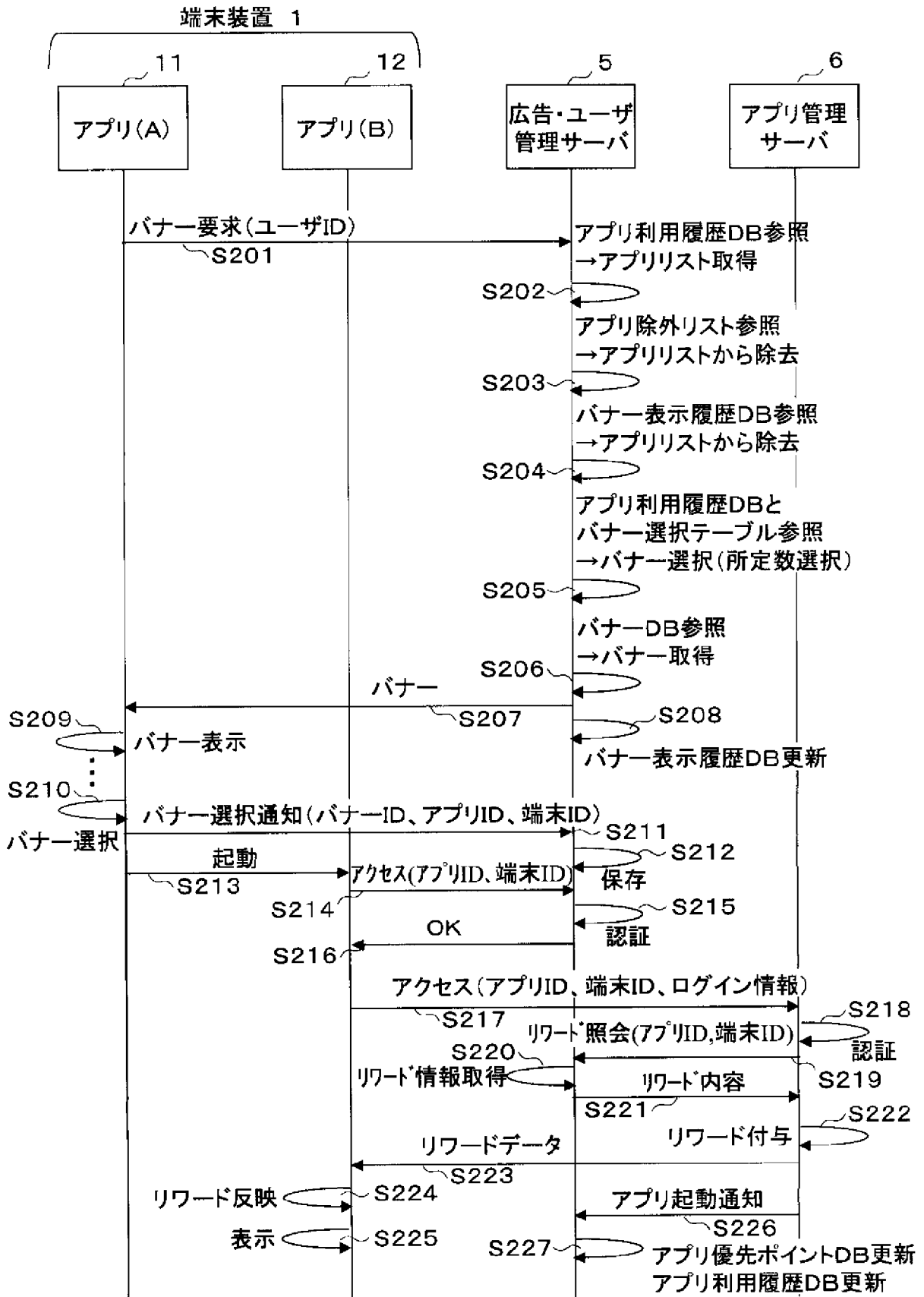
[図15]



[図16]



[図17]



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2013/079300

<p>A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER <i>G06Q30/02(2012.01)i, A63F13/35(2014.01)i, A63F13/79(2014.01)i, G06F9/445(2006.01)i</i></p> <p>According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC</p>														
<p>B. FIELDS SEARCHED</p> <p>Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) <i>G06Q30/02, A63F13/00, A63F13/12, G06F9/445</i></p> <p>Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched <i>Jitsuyo Shinan Koho 1922-1996 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2013</i> <i>Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2013 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-2013</i></p> <p>Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)</p>														
<p>C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">Category*</th> <th style="width:70%;">Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages</th> <th style="width:20%;">Relevant to claim No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">Y</td> <td><i>Shigeki KOSAKA, Holistic Kigyo Report Drecom (3793 Tosho Mothers), The Stock Research Center, 05 June 2012 (05.06.2012), page 3</i></td> <td align="center">1-11</td> </tr> <tr> <td align="center">Y</td> <td><i>JP 2008-36241 A (Sega Corp.), 21 February 2008 (21.02.2008), paragraph [0026] (Family: none)</i></td> <td align="center">1-11</td> </tr> <tr> <td align="center">Y</td> <td><i>JP 2002-140595 A (PFU Ltd.), 17 May 2002 (17.05.2002), paragraph [0021] (Family: none)</i></td> <td align="center">4</td> </tr> </tbody> </table>			Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.	Y	<i>Shigeki KOSAKA, Holistic Kigyo Report Drecom (3793 Tosho Mothers), The Stock Research Center, 05 June 2012 (05.06.2012), page 3</i>	1-11	Y	<i>JP 2008-36241 A (Sega Corp.), 21 February 2008 (21.02.2008), paragraph [0026] (Family: none)</i>	1-11	Y	<i>JP 2002-140595 A (PFU Ltd.), 17 May 2002 (17.05.2002), paragraph [0021] (Family: none)</i>	4
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.												
Y	<i>Shigeki KOSAKA, Holistic Kigyo Report Drecom (3793 Tosho Mothers), The Stock Research Center, 05 June 2012 (05.06.2012), page 3</i>	1-11												
Y	<i>JP 2008-36241 A (Sega Corp.), 21 February 2008 (21.02.2008), paragraph [0026] (Family: none)</i>	1-11												
Y	<i>JP 2002-140595 A (PFU Ltd.), 17 May 2002 (17.05.2002), paragraph [0021] (Family: none)</i>	4												
<p><input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/> See patent family annex.</p>														
<p>* Special categories of cited documents:</p> <table style="width:100%;"> <tr> <td style="width:50%;"> <p>“A” document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>“E” earlier application or patent but published on or after the international filing date</p> <p>“L” document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>“O” document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>“P” document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p> </td> <td style="width:50%;"> <p>“T” later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p> <p>“X” document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p> <p>“Y” document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p> <p>“&” document member of the same patent family</p> </td> </tr> </table>			<p>“A” document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>“E” earlier application or patent but published on or after the international filing date</p> <p>“L” document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>“O” document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>“P” document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p>	<p>“T” later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p> <p>“X” document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p> <p>“Y” document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p> <p>“&” document member of the same patent family</p>										
<p>“A” document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>“E” earlier application or patent but published on or after the international filing date</p> <p>“L” document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>“O” document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>“P” document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p>	<p>“T” later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p> <p>“X” document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p> <p>“Y” document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p> <p>“&” document member of the same patent family</p>													
<p>Date of the actual completion of the international search 29 November, 2013 (29.11.13)</p>		<p>Date of mailing of the international search report 10 December, 2013 (10.12.13)</p>												
<p>Name and mailing address of the ISA/ Japanese Patent Office</p>		<p>Authorized officer</p>												
<p>Facsimile No.</p>		<p>Telephone No.</p>												

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2013/079300

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP 2009-70021 A (NEC Corp.), 02 April 2009 (02.04.2009), paragraphs [0046], [0058], [0059] (Family: none)	7, 8
Y	JP 2004-302759 A (Masayuki MATSUI), 28 October 2004 (28.10.2004), paragraph [0029] (Family: none)	9, 10
Y	JP 2005-37757 A (NEC Corp.), 10 February 2005 (10.02.2005), claim 10 (Family: none)	10

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. G06Q30/02(2012.01)i, A63F13/35(2014.01)i, A63F13/79(2014.01)i, G06F9/445(2006.01)i		
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. G06Q30/02, A63F13/00, A63F13/12, G06F9/445		
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 1922-1996年 日本国公開実用新案公報 1971-2013年 日本国実用新案登録公報 1996-2013年 日本国登録実用新案公報 1994-2013年		
国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)		
C. 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	高坂 茂樹, ホリスティック企業レポート ドリコム (3793 東証マザーズ), 一般社団法人 証券リサーチセンター, 2012.06.05, ページ3	1-11
Y	JP 2008-36241 A (株式会社セガ) 2008.02.21, 【0026】 (ファミリーなし)	1-11
Y	JP 2002-140595 A (株式会社ピーエフユー) 2002.05.17, 【0021】 (ファミリーなし)	4
<input checked="" type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。 <input type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。		
* 引用文献のカテゴリー 「A」 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」 国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す) 「O」 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願日の後に公表された文献 「T」 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」 同一パテントファミリー文献		
国際調査を完了した日 29.11.2013	国際調査報告の発送日 10.12.2013	
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 山内 裕史 電話番号 03-3581-1101 内線 3562	5L 4064

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリ*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	JP 2009-70021 A (日本電気株式会社) 2009. 04. 02, 【0046】, 【0058】, 【0059】 (ファミリーなし)	7, 8
Y	JP 2004-302759 A (松井 雅之) 2004. 10. 28, 【0029】 (ファミリーなし)	9, 10
Y	JP 2005-37757 A (日本電気株式会社) 2005. 02. 10, 【請求項 10】 (ファミリーなし)	10